

琴浦町教育委員会会議録

日時	平成25年12月24日(火) 午後 3時 2分～午後 4時43分		
場所	琴浦町生涯学習センター第1会議室		
出席委員	石前富久美委員長、高塚良平委員、前畑一子委員、田中宣彦委員 小林克美教育長		
欠席委員	なし		
その他出席者	岩船教育総務課長、戸田社会教育課長、森人権・同和教育課長 谷本学校給食センター所長、浅田参事、井谷指導主事、石賀補佐		
議事日程			
日程第1		議事録署名委員の指名について 前畑委員・高塚委員	
日程第2		教育長報告	
日程第3		報告事項	
		(1) 小学校統合準備委員会活動状況について	
		(2) 区域外通学、院内学級の取扱いについて	
		(3) 12月議会審議等について	
		(3) 各課報告	
日程第4	議案	なし	
日程第5	協議事項	(1) 琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の 制定について	
		(2) いじめ防止対策推進法の対応について	
		(3) 土曜授業対応について	
		(3) 後期学校計画訪問実施結果について	
日程第6	その他	お知らせ事項	
		(1) 中央教育審議会答申(情報) 「今後の地方教育行政の在り方について」	
		(2) 催し物案内等 2件	
日程第7	次回委員会議開催日	1月29日(水)	13時30分
日程第8	閉会		16時43分

平成25年第15回定例会の会議概要の記録
会議内容の記録

委員長

第15回定例会を開会します。
日程第1 議事録署名委員指名
議事録署名委員を前畑委員と高塚委員にお願いします。

委員長

日程第2 教育長報告
日程第2 教育長報告をお願いします。

教育長

【教育長報告】
行事報告等

- ① 11月30日(土)～12月3日(火) とうはく解放文化祭
- ② 12月 3日(火) 人権・同和教育講演会
- ③ 12月4日～10日 琴浦町部落解放月間
- ④ 12月 4日(水) 教育委員会 歓送迎会
- ⑤ 12月6日(金)～16日(月) 12月議会
いじめ防止(手嶋議員) 学校給食無料化(高塚議員) 韓国青少年交流(小椋議員)
- ⑥ 12月 7日(土) 琴浦町役場 竣工記念式典
- ⑦ 12月13日(金) 教育委員会忘年会
- ⑧ 12月21日(土) 22日(日) 物産館琴浦(山陰道開通)記念イベント
- ⑨ 12月21日(土) 土曜授業を考える集い(倉吉)

今後の日程

- ① 12月27日(金) 仕事納め
- ② 1月 1日(水) 元旦マラソン(東伯・赤碕)
- ③ 1月 2日(木) 互礼会(スイングパレス)
- ④ 1月 3日(金) 成人式(カウベルホール)
- ⑤ 1月 6日(月) 仕事始め 教育委員会新年会
- ⑥ 1月26日(日) 町議会選挙

日程第3 報告事項

委員長

日程第3 報告事項について説明をお願いします。

教育総務課長

(1) 小学校統合準備委員会活動状況について
(別紙資料にて報告)

委員長

閉校式とかは、後日案内がなされますか。

教育総務課長

要綱等が未整備ですので、スケジュール等を踏まえながらお願いして
いきたいと思っています。

(2) 区域外通学、院内学級の取扱いについて
(別紙資料にて報告)

(3) 12月議会審議等について
(別紙資料にて報告)

・報告 1件 ・議案 3件

- ・教育民生常任委員会 7件
- ・一般質問 4名5件

(4) 各課報告

教育総務課長
社会教育課長

特にありません。

- ・カウベルホール指定管理者…花本美雄文化振興会
- ・文化財…下伊勢第一遺跡
- ・大高野遺跡…意見具申の統括資料、申請書（1月末）

人権・同和教育課長

- ・12月3日「人権・同和教育講演会」まなびタウン：参加者115名
- ・東伯中学校区の小地域懇談会の事前研修会
1月30日、浦安地区：まなびタウン
1月31日、下郷地区：カウベルホール
2月4日、上郷地区と古布庄地区：カウベルホール
2月6日、八橋地区：まなびタウン

学校給食センター長

- ・1月24日から30日、全国学校給食週間
児童生徒の作品展を開催：JAトピア店
- ・試食会、1月24日 先着20名：費用276円

日程第4 議案

教育総務課長

委員会で、ご審議いただく議案はございません。

日程第5 協議事項

委員長

日程第5 協議事項、(1)「琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の制定」について説明をお願いします。

(1) 琴浦町スクールバスの運行及び管理に関する規則の制定について

教育総務課長
委員長

(別紙資料にて内容説明)

何か、お聞きになりたいことはありますか。(全員意見なし)

協議事項、(2)「いじめ防止対策推進法の対応」について説明をお願いします。

(2) いじめ防止対策推進法の対応について

教育総務課長

「いじめ対策の取組み」ですが、重大な事案について調査するために町長部局に組織だったものを作らないかという条例化を求められるわけですが、この主管するところが教育委員会では意味がない。教育委員会の外部に、そういった会を持ちなさいというのが条例化の意味です。

いま現行で、人権的なことを扱っているところが、町民生活課の人権擁護委員会というものがありますが、必ずしもということではありませんが、そういった条例化に向けての協議を首長部局のほうに相談を掛けながら進めたいと思っています。

最近の動きについては、参事から説明をさせていただきます。

参事

「平成25年度いじめ防止対策推進法に係る説明会」 報告

県教育センター福本課長（元県教育次長）により説明をされた。

（別紙資料にて説明）

委員長

国がするのはどれですか。

参事

国は、いじめの防止等のための基本的な方針を策定しなさいというものの作りなさいという法律を作ります。

委員長

いじめ対策推進法というものを国が作るんですね。

これに基づいて、県は何をするんですか。

参事

県も、市町村も同じようなことをしなさいということになっているので、鳥取県いじめ問題対策連絡協議会を設置しなさいと、県教育委員会と連携してやりなさいということで、県は既に「子どもの悩みサポートチーム」を設置しています。学校は「いじめ防止等の対策のための組織」、これは私立も、県立も、市町村立も、全部、作らないといけないことになります。法で謳ってありますので、そうしなければいけないと、県立の学校で重大事態が起こった場合は、県も学校又は学校設置者で調査組織を必置ということになります。つまり特別支援学校とか、県立高等学校で起こった場合には、「こういう対応します」ということで、知事部局と県教委が連携して取組んで「鳥取県いじめ問題検証委員会」、これは県の人権局にあるそうですが、これはもう既に設置されており、県のほうは、ある程度、進んではおるところがあります。これと同じような対応が町にも求められていきますということになるわけです。町のほうは、先ほど説明したような対応をしないといけないということです。

委員長

まず私たちが、やらないといけないことは何ですか。

参事

一つは、「〇〇町いじめ問題対策連絡協議会」を町長部局と連携して設置するか、どうかの検討をします。それから「学校または学校設置者調査のための組織」は必置ですので、これは作っていかねばなりません。それから、もし重大事態が起こった時の「再調査のための付属機関」を設置するか、どうかということがあります。いざという時のための組織、付属機関を作れるのか、どうかということも判断しなければならぬかということです。

組織としては「いじめ問題対策連絡協議会」、「調査のための組織」、「再調査のための付属機関」の3つをどのように作っていくのか。メンバーをどうするかということも含めて、町長部局のほうと協議していかなければいけないということが一つ。それから学校のために「いじめ防止等対策のための基本方針」を町も作って、それを基に学校も作っていかねばならないのかなと思っています。

委員長

組織、基本方針を作ったかどうか、調査、確認するということですね。

参事

年度始めということで、4月頃だと思います。

委員長

基本方針とかは、県や近隣の状況をみて作成すればいいですね。

今後のことをどのように考えておられます。何時ごろに町長部局と協議するとか。

教育総務課長

いまは校長会の中で、この推進法ができたことは話はしていますし、校長からも、どういう対応すればいいか。雛形を出していただきたいと

いう要望は出てきています。我々としては、いまやっていることの再確認を、もう一度書き直すというようなことでイメージをしています。ここにありますように、いじめを未然に防止する手立て、いじめの早期発見する手立て、それから予防する啓発行為が、きちんとしてあれば重大な事案に対する会議も動かす必要もないわけですから、まずは校長会の中で、そういった日常の啓発と取組みをきちんとやることを確認しあっているという状況です。参事が説明した手続的なところは、周囲の情報を確認しながらやっていけばいいと思っています。

町長部局のほうと情報共有をしながら3月に間に合うか、どうか分かりませんが、協議をしていきたいと思っています。

参事

組織をどうするかというところですね。

教育総務課長

日常的に動く組織ではないので、何かあったときのために動くための手立てのものですから、そこに至らないようにしておくことが、まず第一だと思っています。また町長部局のほうには、働きかけていきたいと思っています。

中部では、指導主事会の情報共有の中で、そんなに積極的に動いているところは、まだないということでした。

一般質問があったので、少し前向きに検討すべきかなという認識を持っています。

委員長

どちらにしても組織がある、なしに関わらず、何かあったときには、早期対応ということ常々みなさんが思っておられると思いますので、そちらのほうで対応していただいて、いつまでに報告とかがあったら、そのスケジュールに則って進めてもらったらいいと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 土曜授業対応について

委員長

協議事項、(3)「土曜授業対応」について説明をお願いします。

参事

研修に行かれた報告もございましたが、これも指導主事会で各市町村の情報が入りましたのでお知らせをしたいと思います。

12月19日、中部地区指導主事会で情報交換がありました。

(別紙資料にて説明)

委員長

先日、土曜授業を考える集いに参加されました委員に、一言、お願いします。

委員

埼玉県で保護者にアンケートした結果、賛成が90%、教職員では、賛成が35%、反対が35%、分からないが30%ということだったそうです。法的なことはよくわかりませんが、ただ実施する内容的なものは、社会教育のことばかりなんで、質問の中で、「社会教育だけじゃなくて学科の授業もしたらどうか」というような意見がありました。

京都は、23年5月から検討会を実施して、23年6月に保護者、教職員のアンケートをし、24年2月からまとめて本格的に実施されたようです。月に1回、7割の学校で実施していると聞いたんですけど、現在は、月に2回実施しているところがあるというようなことで、これに

ついても先生の意見としては、非常に負担が大きいというようなことを言っておられました。先生にも子どもがあって、自分の子どもや行事との兼ね合いで難しいとか、夏休み中の振替のこととかに対しても、日程が限定されるというような話がありました。

全体を聞いて感じたことは、学期に1回くらいだったら、実施してもいいんじゃないかという気はしました。本当は、私たち保護者も学科の授業をして欲しいと思います。

委員長
委員

ありがとうございました。次に委員、一言、お願いします。

私自身、先回でも少し触れたんですけども、土曜日を何とか活用することはできないかということを経済委員会に相談した経緯がありました。いま同じような思いで、実際にいま土曜参観とか、日曜参観とかをして、保護者の方にも、なるべく参加していただき易い形の参観日を実施されていると思うんですけども、授業を週5日間でやっている中で、いろんな教科授業以外の委員会活動とかも、必然とやっていけない現状の中で、すごく窮屈といいますか、時間の過ごし方というものを、もう少しゆとりを持って教科授業にもあたり、それが学力の向上にも、つながっていくのではないかなという判断で、そういう一案を提示した過去があるんですけど、それでいま保護者の方の質問の中にも教科授業をしていただくなればというお話もありましたが、実質、その5日間の中に、いろいろな教科以外の活動も含まれていて、土曜日にそれらを実施すると、もっと5日間の教科授業が充実していくのではないか。そのあたりを考えていただければ、保護者も教科授業を、より充実されるために行事的なものを土曜日に持っていくという考えであれば、どうなのでしょう。そこらを理解してやっていくほうが保護者の方にも、教職員にも、少しは理解してもらえるかなと思っています。これからどういう方向性になるのかなというふうに感じながら参加させていただきました。

委員長

ありがとうございました。

勉強のほうを重視して欲しいという人たちと、授業以外の生活に基づいた活動をして欲しい人たちと、二分していると思います。

全国学力テストの結果をみると琴浦は学力的には落ちていないんです。授業は、充実されているということになるんですか、その辺はどうですか。

教育長

難しいです。いま小規模校なんで、比較的、手厚い授業がされているので、5人、6人を教えている分にはいいんですけど、20人、30人になった時に果たしていまの学力が維持できるかということも心配されます。

いま委員が言われたように、学校行事を土曜日にすることによって、本来、平日に取られた学校行事が土曜日に移ることによって、その分、平日の教科授業が充実してくるというような言い方をされました。なるほどなと思いました。本来の土曜日授業を実施する目的に添ったものであるのかなと、いわゆる地域の方が見たい、来たい。例えばマラソン大

会とか、学習発表会とかを土曜日にすることによって参観に来やすいというような状況が作れるということで、地域の方が、或いは先生になって土曜日授業をしてくださると、地域の活動をみんなで一緒にすることができます。どこかに行って、何かをすることができる、そういうような生かし方で土曜日を使えば、それに奪われていた時間が平日教科授業ができるんだというような言い方をされました。

学校教育法の施行規則が改正になって、11月29日施行になっているんですけども「特別の必要がある場合は、この限りでない」というふうに書いてあるんですけども、休業日の授業については「特別の必要がある場合は、この限りでない」ということで、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合はこの限りでないと、だから教育委員会ごとに「この日はやってもいい」と言えば、その日、授業をしてもいいんだというようなことに変更になったんです。それから埼玉が言っておられたのは、代休を取ることができるのは、該当日の前1ヶ月から後4ヶ月の間に代休は取れると、だから授業に出られた先生は、その間に休みを振替で取ることができる。だから長期休暇に入って、盆とかに取るようにして、盆は学校を2、3日間は完全に鍵を閉めてしまうということを言われていました。いろんな意見があると思います。自分の息子が土曜日、スポ少があるのに私は学校に行かないといけないとか、職員に関しては、そういうチグハグな面が出てきます。いろんな状況が生まれてくるので、一概には言えないけども、現在はこういう形で理解を得ながらおこなっているという状況でした。

委員長

協議していく必要があるのでしょうか。ただ先ほど言われたように琴浦は統合があるので、4月統合になって子どもたちの様子をみてからでないと、少し難しいと思います。

教育長
委員長

来年度というわけにはいかないと思いますね。

他の統合しない学校に関しては、考える余地があるかもしれないですけども、統合を控えているので、その様子をみてからのほうがいいかもしれないですね。

教育長
委員長
委員

私もそう思っています。

これから協議をしていくということで、よろしいですか。

特に小学校の場合、スポ少の件との整合性といいますか、社会教育とのいろいろな課題が出ていますので、やはり実施するなら町内というか、郡部とか、せめて中部とか、対戦するべきところは、同じ状況に、過程にしてあげないと、いろいろと問題が出てくるのかなと、そういう問題も他県では出ているようです。いまでもスポ少との関わりというのは出ているので、その辺を含めて検討する必要があります。

委員長

分かりました。引き続き協議していくということで終わります。

(4) 後期学校計画訪問実施結果について

委員長

協議事項、(4)「後期学校計画訪問実施結果」について説明をお願いします。

参事 後期の計画訪問、大変お世話になりました。私の偏見もあるかもしれませんが、気付いたことをまとめておりますので報告させていただきます。

(別紙資料にて説明…小学校8校・中学校2校)

委員長 上手くまとめていただきありがとうございます。本当にこれで来年度になると3校なくなって、7校になるんですけども、最後にいい授業をみさせていただいたような気がしております。

委員のほうで他に気付かれたことはありますか。

委員 いじめのことが最初にあったんですが、小中が連携しながら対応、組織的なものとかができていのかと、そこがまずは大事で、町の組織は、そこを受けて検討するということになるんですけども、ここにありました「いじめ未然防止」「いじめの早期発見」。そしてその組織的な対応が小中学校の組織にも、あてはまっていくんじゃないかと思うんですけども、先ほど土曜授業についてということで、中学校の場合でも、毎週の時間割の中で、この時間は、校長、教頭、教務主任、生徒指導、学年主任とかが集まって、どんな場合でも時間をとって、やっていった経過もあるんですけど、なかなか時間割が組みにくくなっている現状もあります。一応の形としては、時間を組んであるんだけど、他の時間に使ってしまったという現状があったりするので、先生が子どもたち一人一人のこと細かな情報交換をして、みんなが共有して授業にあたるのか、それぞれ先生の見方の違いというものがあるのですけれど、そういう形で見てみると、少しは、いじめの対応も、早期対応ができたりするんじゃないかなと思うんです。

委員長 これは校長会でおろしていただいて、そこから各学校でということになっているんですね。

参事 そうです。

委員長 その辺のところを学校では、どういう対応されているのですか。

参事 いじめのことにつきましては、これまでも校長会等を通して、何度も周知徹底をしてきておるところでして、学校もそれなりの危機感を持って対応しておると捉えておるんですが、委員が言われたように、小中連携の中で、いじめに特化した組織というものありませんし、ただ引き継ぎの中では生徒指導上の問題として、そういういろいろ難しさを抱えやすい子どもは、詳しく引き継ぐようにしております。

委員 学級担任制と教科担任制の生徒・児童に関わる教職員集団の人数といえますか、それによっても、また見逃しというか、担任等を受けてみて初めてこういう問題点があったんだなと気付くことがあるんですけども、その辺で小学校は教科担任制ではないので、関わりが薄くなってしまう場合もあるので、そこらの対応も多く目を見ていただくという必要性があるのだろうと、どういう組み方で、どういう組織で進めたらいいのかなということも、まだ分かりませんが、いろいろ考えていかないと、見逃してしまって、重症になって、中学校に入って爆発していくというような部分もあるのかなと思ったりはします。

参 事 小学校は学級担任で、一人の教師がずっとみますので、見逃しも起こり易いけども、去年、校長会で共通理解したのは、隙間の時間をいろんな先生で見守りましょうということで、アンテナを高く張って、変わった様子がないかということを見守りましょうという話もしてきました。中学校も東伯中で計画訪問の時ありましたけども、週に1回、校長、教頭、生徒指導、学年主任等が集まって、共通理解の生徒指導の会をしておられるということもありましたので、そういう共通理解というのは、委員がご指摘されるように欠かさず手厚くしていかなければいけないことだとは思っております。現在でも、そうしておるところもあります。

指導主事 小学校の生徒指導の職員会ということで、月1回くらいになると思いますけども、共通理解の場を持っておられる学校は、多いように聞いています。いじめに特化した内容ではなくて、子どもたちの支援だとか、いろいろな生徒指導上の問題だとか、そういったことを共通理解しておられると思います。

委 員 先程の保護者との連携は、早め早めに対応していく必要があるのかなと思いますし、そこらで信頼関係もできていく。そうすると何かあったときでも、保護者も前向きに物事を考えていただけるような状況ができるのかなと思ったりもします。私も、どういう経過で、これまで話がなされているか、知らずにものを言っているものですから、そういうことは、されておられると思うんですけど、聞きながらそういったことを感じました。

参 事 家庭との連携、早期対応というのはやってはおりますが、こと、いじめに関しては見えにくくて、反対に保護者のほうから「うちの子はいじめられている」といって、情報が入ってくる場合も多くて、どちらかというと学校のほうが後手に回ってしまうということもありますが、早期発見するように努めていかなければいけないなと思っております。

委 員 そういう意味では、今度統合する学校については、若干、加配の先生も含めて増やしてもらって、やはりよくみてもらうような体制にしてもらわないといけないなと思います。

委員長 教育長、何かございますか。

教育長 言われるように教員同士のコミュニケーションって、ものすごく必要だと思います。何かがあった場合に、どうしてもクラス担任というのは、いいことも、悪いことも、自分一人で抱え込んでしまうようなところがあって、やはり情報共有しながら一人で抱え込まないで、学年主任だとか、或いは教頭先生だとか、生徒指導の先生だとか、いろいろな方と情報共有しながらみんなで一緒に、学校ぐるみで、いいことにしろ、いじめの問題にしろ、保護者対応にしろ、情報共有しながらみんなで考えていく姿勢が学校の中になければいけないと思いますし、そうしないと問題が見えにくくなっていく部分ということがあります。一人の目でみていると、これでいいと思っていっても、他の先生からみたら「そうじゃないよ」というようなこともあると思うので、やはり大勢の先生からみてもらって、状況を客観的に分析して、対応したほうがいい、こうしたほう

がいいと、時間をとって、対応していくということは、やはり必要だと思います。人数も増えてきますので、4人、5人みていたのと違いますので、みえにくくなるという部分もできてきます。また教育委員会からもTTを町長部局にお願いするんですけども、補助の先生も入ってもらいながら難しいクラスには、臨機応変にあっちいたり、こっちにいたりしてもらいながら、複数の目で、必ずみえるように、中学校の場合は言われたように教科担任なので、いろんな先生がいろんな情報を持って担任の先生に、「私の授業では、こうだったよ」って、言われることがあるんだろうけど、小学校の場合はクラス担任になってしまうので、なかなかそれがみえにくくなる。先入観を持ってしまったり、あの子はおとなしいからいいというようなことで、自分の中で安心してしまったりという部分があるので、複数の先生でみながら上手に情報交換しながら対応していくということが、これから必要になってくるのかなと思います。その辺は、また随時、伝えていきたいと思っております。

委員長

よろしくをお願いします。引き続き子どもたちの様子を見ていただくように、それから教師としての「感」ということもあると思うんですね。気付くこと、やはりどの先生も磨いていただきたいと思いますので、その辺のところの指導もよろしく願いいたします。

計画訪問は、よろしいでしょうか。

日程第6 その他

(1) 中央教育審議会答申(情報)

「今後の地方教育行政の在り方」について

委員長

日程第6 その他、(1)「中央教育審議会答申」について説明をお願いします。

教育総務課長

中央教育審議会の答申の情報です。決め事ではなくて、先程、こういうことがありましたということで、資料を付けさせていただきました。先程来、いじめ防止対策推進法の説明をしましたが、これも大津の事件が発端で責任の所在が不明確だということから見直しを図られたところでございます。

(別紙資料にて説明)

(2) 催し物案内等

委員長

(2) 催し物案内等についてお願いします。

人権・同和教育課長

1月31日、部落解放、人権政策確立鳥取県実行委員会の学習会
・教育委員さんへの出席が可能な方への参加依頼

教育総務課長

来年、10月18日 東伯中学校創立50周年事業を予定
・実行委員長 高松氏…協力金のお願い 1口千円

(3) その他

委員長

まなびタウンの対応が良くないかなという話がありました。冷暖房が不調であったりとか、対応が良くないということがあったので、対応を

お願いします。

教育総務課長
指導主事

施設利用者の声ですね。暖房を入れてくださいとかですか。
11月の寒い時に暖房が入らなかったときがありました。暖房を入れるのは12月からだったので、11月の寒い日に、そういうことがあったのかなと思います。

委員長

対応は何事においても、おもてなしということでよろしくお願いします。

社会教育課長

はい、分かりました。

日程第7 次回委員会議開催日 1月29日(水) 13時30分

委員長

閉会 16時43分
平成25年12月24日